

「横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施体制及び予定技術者の経歴、同種・類似業務実績等
- (2) 業務の実施方針
- (3) 業務の実施手法
- (4) その他の課題等
- (5) 男女協働参画に関する取組
- (6) 市内中小企業の受注機会の増大

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予定技術者の経歴、同種・類似業務実績等
 - (2) 業務の実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務の実施手法における提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他の課題等における提案内容の妥当性・実現性等
 - (5) 男女協働参画に関する取組の実施状況
 - (6) 市内中小企業の受注機会の増大の有無
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 都市整備局 | 副局長 (委員長) |
| 都市整備局 | 総務課長 (副委員長) |
| 政策局 | 政策課データ活用推進等担当課長 |
| 総務局 | 行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当課長 |
| 市民局 | スポーツ振興部ラグビーW杯・オリンピック・パラリンピック推進課担当課長 |
| 文化観光局 | 観光MICE振興部観光振興課長 |
| 都市整備局 | 企画課長 |
| 都市整備局 | 都市交通課都市交通経営担当課長 |
| 都市整備局 | 都心再生課横浜駅周辺等担当課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を都市整備局入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成29年8月24日から施行する。